

長崎市部長等交際費支出基準

平成25年7月12日
決定

(趣旨)

第1条 この基準は、市政の円滑な執行を図るため、長崎市組織規則（昭和50年長崎市規則第34号）第9条第1項に規定する部長及び所長、同条第3項に規定する政策監、同規則第14条第1項に規定する東京事務所長、東長崎土地区画整理事務所長、地域センター所長及び中央卸売市場長（次条において「部長等」という。）が市を代表し外部と交際する場合（長崎市長等交際費支出基準（平成19年2月6日決定）が適用される場合を除く。以下同じ。）に交際費を支出することについて、必要な事項を定めるものとする。

(支出区分等)

第2条 交際費は、部長等が必要と認められるもの（社会通念上妥当と認められるものに限る。）と交際する場合に要する経費に対し、社会通念上儀礼の範囲内の額を支出するものとし、その支出区分等は次の表のとおりとする。ただし、これにより難しい事例が生じた場合は、市政への関わりを総合的に勘案し、社会通念上儀礼の範囲内の額でその都度決定するものとする。

支出区分	支出内容	支出額	摘要
(1) 会費	公共的団体等市政に密接な関わりがある団体等が行う懇談等を目的とする会合に出席するために要する会費	案内状等に記載された額又は5,000円以内の額であって社会通念上妥当と認められる額	ア 書面による出席要請がある場合に限るものとする。 イ 行政機関との会合には支出することができない。
(2) 激励金又は激励品	九州大会、全国大会等に出場し、又は参加する個人又は団体から出場等に係る報告を受けるための表敬等を受ける場合の激励金又は激励品に要する経費	10,000円以内の額であって社会通念上妥当と認められる額	長崎市長等交際費支出基準による市長及び副市長の交際費と重複して支出することができない。
(3) 慶祝	公共的団体等が実施する周年行事、記念式典、総会等に対するお祝いのために要する経費	10,000円以内の額であって社会通念上妥当と認められる額	ア 書面による出席要請がある場合に限るものとする。 イ 本市が主催する行事には支出することができない。
(4) 弔慰	公共的団体の長、民生委員、児童委員等に対する香典、花輪等	社会通念上妥当と認められる額（香典については5,000円）	香典の対象者については、長崎市長等交際費支出基準に準じるものとする。
(5) 見舞	公共的団体の長、民生委員、児童委員等の病気、怪我、災害等に係る見舞い	5,000円以内の額であって社会通念上妥当と認められる額	

2 交際費は、政治活動、政党等の主催行事に支出し、又は私費を加えて支出することができない。

(委任)

第3条 この基準に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則 (平成25年 7月12日決裁)

この基準は、平成25年 7月12日から施行し、同日以後に支出するものから適用する。

附 則 (平成29年 9月20日決裁)

この基準は、平成29年10月 1日から施行し、同日以後に支出するものから適用する。